

京都市立小学校冷房化等事業

基本協定書(案最新版)

平成 17 年9月12日

京 都 市

基本協定書(案)

京都市立小学校冷房化等事業（以下「本事業」という。）に関して、京都市（以下「甲」という。）と〔●〕及び〔●〕をその構成企業とし、〔●〕をその代表者とする落札者〔●〕（以下「乙」といい、その構成企業を「乙の構成企業」、またその代表者を「乙の代表者」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する空気調和設備の設計、施工、施工監理、空気調和設備の維持管理、空気調和設備の適正な使用のための指導、及びこれらに付随、関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

（努力義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約の京都市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続にかかる京都市立小学校冷房化等事業提案審査委員会及び甲の要望を尊重する。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後、遅くとも事業契約の仮契約の締結時まで、本店所在地を京都市内とする商法（明治32年3月9日法律第48号）に定める株式会社を適法に設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

2 乙は、空気調和設備の施工に着手するまでに、事業予定者をして増資させて、事業予定者の資本金額を事業者提案書類所定の資本金額まで、増額するものとする。

3 事業契約上の事業期間において、事業予定者へ出資を行う者は、必ず乙の構成企業でなければならない。また、乙の構成企業は、事業予定者をして、乙の構成企業以外の者からの出資を受けさせてはならない。ただし、事業予定者への乙の構成企業以外の第三者の出資につき、事前に、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

4 乙は、事業予定者をして、創立総会又は株主総会において取締役を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙又は乙の代表者はその旨を事業予定者に報告させるものとする。

5 事業契約期間中において、乙の構成企業は原則として出資比率は変更できないものとする。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害し

ないと認められる場合には、甲はかかる出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 乙の構成企業は、事業契約上の事業期間が終了するまでの間、事前に書面による甲の承諾を得た場合を除くほか、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分を行わないものとする。

2 乙の構成企業は、前項の甲の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、別紙記載の様式及び内容の誓約書を予め甲宛に、提出させるものとする。

3 乙の構成企業は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

4 乙は、事業予定者の設立時、及び増資時において、乙の構成企業をして別紙記載の様式及び内容の誓約書を提出させるものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、事業予定者をして、空気調和設備の設計に係る業務を〔●〕に、施工に係る業務を〔●〕に、維持管理に係る業務及び空気調和設備の適正な使用のための指導業務を〔●〕に、空気調和設備の移設・整備に係る業務が生じた場合には〔●〕にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、甲と事業予定者との間で事業契約が締結された後、速やかに、事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負わせる者との間で、業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。

3 第1項により事業予定者から本事業に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、本事業にかかる事業契約の仮契約を、本基本協定書締結後、平成●年●月●日を目処として、京都市議会への事業契約にかかる議案提出日までに、甲と事業予定者間で、締結せしめるものとする。

2 前項の仮契約は、京都市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 甲は、入札説明書に添付の事業契約書(案)の文言に関し、乙から説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

5 乙は、第8条にかかわらず、本事業の入札行為に関し、乙又は事業予定者間の責めに帰すべき事由により、事業契約が締結されなかった場合は、本事業に係る落札価格の100分の5に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

6 乙の構成企業が、本事業に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、甲が、本事業の

事業契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、当該乙の構成企業（該当する構成企業が複数いる場合には、各自連帯して）は、契約金額の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙の構成企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3、第54条又は第54条の2の規定による審決（同法第54条第3項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（当該審決について、乙の構成企業が独占禁止法第77条の規定による審決の取消しの訴えを提起したときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙の構成企業に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じ、乙の構成企業が、当該納付命令について審判手続の開始を請求せずに同条第5項に規定する期間を経過したとき。
- (3) 公正取引委員会が乙の構成企業に違反行為があったとして行った審決に対し、乙の構成企業が独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は乙の構成企業が当該訴えを取り下げたとき。
- (4) 乙の構成企業の代表者又は代理人、使用人その他の従業者について刑法第96条の3による刑が確定したとき。

7 次の各号に該当する場合は、前項の規定を適用しない。

- (1) 前項第1号から第3号の規定のうち、その対象となる違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に定める不当廉売である場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、前項第1号から第3号の規定のうち、その対象となる違反行為が甲に金銭的な損害が生じるものでないことを乙が立証し、甲において特に認める場合

8 第6項の規定は、本基本協定の履行が完了した後も適用するものとする。

9 第6項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第6項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について当該乙の構成企業に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（準備行為）

第7条 乙は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができるものとし、この場合、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。

2 前項の甲の協力の結果（設計に関する打ち合わせの結果を含む。）は、事業契約締結後、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約締結不調の場合の処理)

第8条 事由の如何を問わず（事業契約の締結について、京都市議会の議決が得られない場合を含む。）、事業予定者と甲との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所からの強制力のある命令により、開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が京都市情報公開条例（平成3年7月1日条例第12号）等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法)

第10条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を●通作成し、甲及び乙の構成企業は、それぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表者及び構成企業が各1通を保有する。

平成●年●月●日

甲 所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
代表者
京都市長 梶 本 頼 兼

乙 〔●〕
(〔●〕の代表者)
所在地
商号又は名称
代表者

(〔●〕の構成企業)

所在地
商号又は名称
代表者

(〔●〕の構成企業)

所在地
商号又は名称
代表者

(〔●〕の構成企業)

所在地
商号又は名称
代表者

別紙（４条関連）

平成 年 月 日

京都市長 梶本 頼兼 様

誓 約 書

京都市（以下「市」という。）及び〔ＳＰＣの名称〕（以下「事業者」という。）の間で、平成●年●月●日付にて締結された京都市立小学校冷房化等事業にかかる事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明、保証いたします。

なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、平成 年 月 日に商法上の株式会社として適法に設立され本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は〔●〕株であり、うち〔●〕株を当社が保有していること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、落札者である株主によって全株式が保有されており、本契約の終了までの間、かかる状態を維持すること。
- 4 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社が保有する事業者の株式の全部又は一部について金融機関が担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書をその締結後速やかに市に対して提出すること。
- 5 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、事業者の株主に対して当社が保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、市の事前の書面による承諾を得て行うこと。
- 6 当社が、市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして本誓約書の様式と内容が同趣旨の誓約書を予め市へ提出させるものとする。

住 所
商号又は名称
代 表 者